

こどもの国軽体育室貸出し運用ルール

平成31年1月31日
こども青少年部児童青少年課

戸田市立児童センターこどもの国（以下、「こどもの国」という。）の軽体育室の貸出しについて、以下のとおり定めます。

1. 貸出し要領

①貸出し日時

10月中の土曜日のうち2日間（各1団体）

ただし、同一の保育園等への両日の貸出しはいたしません。

②貸出し時間

午前9時（開館）から午後9時（閉館）までのうち開催に必要な時間

③前日の準備

前日準備の有無を申込時に報告してください。前日準備が必要な場合、利用確定後すぐに、遅くとも貸出し日の3か月前までに、利用時間をこどもの国へ連絡してください。

④入場時間

軽体育室への入場は、こどもの国の開館時間（午前9時）からとし、開館前の入場はできません。また、貸出し時間内に片付け、清掃を完了し、速やかに退場してください。

前日準備についても、許可時間外の使用はできません。

⑤貸出し対象者

市内の、児童福祉法が定める認可保育所、学校教育法が定める幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が定める認定こども園が運動会に使用する場合にのみ貸出しを行うものとします。

なお、運動会の予行練習等は対象外とします。

2. 貸出しの申込み手順

①申込書類等の提出

別途定める期限までに、所定の申込書及び実施要領（ある程度開催時間がわかるもの）等を、こどもの国1階受付へ提出してください。申込者が3団体以上、または、希望日が重複した場合には抽選とします。

申込期間終了後、一週間以内に、利用の確定又は抽選の有無及び日程について、こどもの国より申込者へ連絡します。

②利用が確定した場合の追加書類の提出

貸出し当日の2週間前までに、運動会当日の次第（準備開始時間、開会時間、終了時間等）及び当日使用する関係者がわかるよう統一した明瞭な目印（3.④参照）の見本（コピー可）を、こどもの国へ提出してください。

3. 利用の際の条件及び諸注意

①車での来場の禁止、駐車場の利用について

保護者等の関係者が乗用車で来場することは禁止します。また、通行の妨げとなるため、乗用車による送迎のための敷地内への侵入も禁止とします。なお、やむを得ず乗用車を使用する場合には、近隣の有料駐車場等を利用してください。

運動会主催者は、機材搬入用として、車輛1台のみ、こどもの国東側駐車場を使用可能とします。

利用の際には、前日までにこどもの国へ必ず連絡をしてください。なお、前日までに連絡がなかった場合には、こどもの国東側駐車場の使用はできません。

②駐輪場と人員配置について

駐輪場を利用する場合、こどもの国より指示された場所のみ駐輪可能とし、駐輪場整理を行う人員を配置してください。

③入館時の人員配置

保護者等関係者の円滑な入館のため、貸出し時間前に入館整理等の人員を配置し、円滑な入館に努めてください。

④入館・入場時の目印の着用

運動会主催者は、運動会の関係者であることがわかるよう、保護者等関係者全員に、統一した明瞭な目印（腕章、名札、リボン等）を付けて入館させてください。軽体育室への入場の際も同様とします。

また、目印を付けていない者がいた場合に備え、目印の予備を用意してください。

目印の仕様については、2.②のとおり、こどもの国へ報告してください。

なお、入館の際、こどもの国受付簿への記入は不要とします。

⑤貸出時間中の他施設の使用

貸出し時間中は、飲食スペース等、こどもの国館内の他施設を利用しないでください。（トイレ、自動販売機は除く）

⑥軽体育室での飲食

軽体育室内での飲食は不可とします。ただし、蓋付きの密閉できる容器（ペットボトル、水筒など）に入った飲料は可とします。

⑦こどもの国職員の関与

当日の運動会の運営等に関しては、こどもの国職員は関与しませんので、運動会主催者及び保護者等関係者にて行ってください。

なお、利用方法に問題がないことを確認するため、こどもの国職員が軽体育室へ入場することがあります。利用に関し問題が発生した際には、その改善を指示させていただきます。

その指示に従わない場合には、運動会主催者に対し、利用を中止させることができるものとします。

⑧利用前及び利用後の確認

軽体育室の貸出しに当たっては、利用前及び利用後に運動会主催者1人以上が立会いの上、こどもの国職員の確認を受けてください。

運動会開催終了後は、原状復帰とし、十分に清掃を行ってください。なお、清掃用具は、運動会主催者が持参してください。(ゴミ袋、雑巾、モップ等)

競技に使った用具や、ゴミは持ち帰るものとし、館内のゴミ箱、近隣施設等へごみを捨てることのないようにしてください。保護者等関係者が持ち込んだものについても同様とします。

⑨施設、付属設備、備品の損害への対応等

運動会主催者及び運動会関係者が、こどもの国施設及び付属設備、備品を紛失、盗難、破損させた場合には、ただちにこどもの国職員へ報告するとともに、運動会主催者において弁償することとします。

なお、運動会主催者が持ち込んだ用具や、保護者等関係者の私物等が紛失、盗難、破損等した場合には、こどもの国は責任を負いません。

⑩その他

上記事項について、誠実に遵守するとともに、保護者等関係者についても、十分に周知し、必ず遵守するよう指導してください。上記事項が遵守されない場合は、今後の利用を制限するものとします。